

# 採択者説明会資料

—NEDOの知財マネジメント及びデータマネジメントについて—  
[2022/6/1以降に公募開始した案件]

2022年6月制定

技術戦略研究センター(TSC) 標準化・知財ユニット  
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

■ 経済産業省の予算により、経済産業省又は経済産業省所管の独立行政法人が委託する技術に関する研究開発については、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれ運用ガイドラインが定められております。

● 経済産業省における各運用ガイドライン策定の背景等の詳細は下記をご覧ください。

[経済産業省ホームページ]

・「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/lpManagementGuidline.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/lpManagementGuidline.html)

・「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/datamanagement.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html)

The screenshot shows the METI website page for the Intellectual Property Management Guideline. The page title is "委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました". The main content area includes a section titled "1. 背景" (Background) which discusses the government's commitment to IP management in research and development projects, mentioning the 2022 budget and the 2023 budget. It also mentions the 2024 budget and the 2025 budget. The page includes a navigation menu with options like "政策について", "経済産業", "対外経済", "ものづくり/情報/流通・サービス", "中小企業・地域経済産業", "エネルギー・環境", "安全・安心", "これまでの政策", "審議会・研究会", "白書・報告書", "法令", "予算・税制・財投", "政策評価・技術評価", and "60秒解説".

The screenshot shows the METI website page for the Data Management Guideline and National Project Data Catalog. The page title is "委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ". The main content area includes a section titled "1. 背景" (Background) which discusses the government's commitment to data management in research and development projects, mentioning the 2022 budget and the 2023 budget. It also mentions the 2024 budget and the 2025 budget. The page includes a navigation menu with options like "政策について", "経済産業", "対外経済", "ものづくり/情報/流通・サービス", "中小企業・地域経済産業", "エネルギー・環境", "安全・安心", "これまでの政策", "審議会・研究会", "白書・報告書", "法令", "予算・税制・財投", "政策評価・技術評価", and "60秒解説".

■ NEDOが実施する委託研究開発プロジェクトについても、上記経済産業省の各運用ガイドラインに従って、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれ基本方針を定めております。

● NEDOにおける各基本方針の詳細は、公募時に提示されたものをご覧ください。  
(参考)

・ NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00002.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html)

・ 2022/6/1以降適用

NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第8版

<https://www.nedo.go.jp/content/100947057.pdf>

・ 2021/6/1-2022/5/31適用

NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第7版

<https://www.nedo.go.jp/content/100932906.pdf>

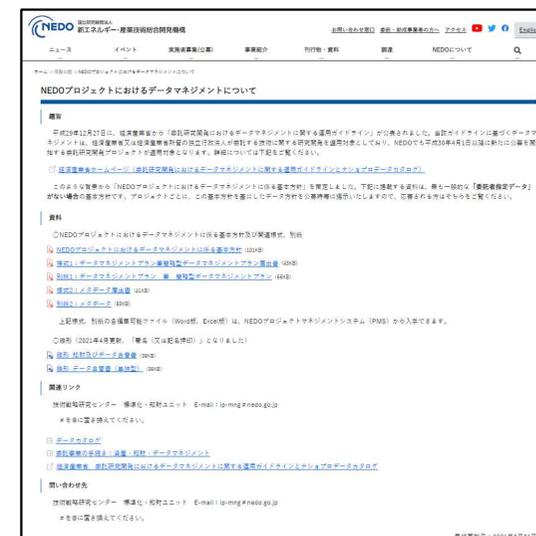
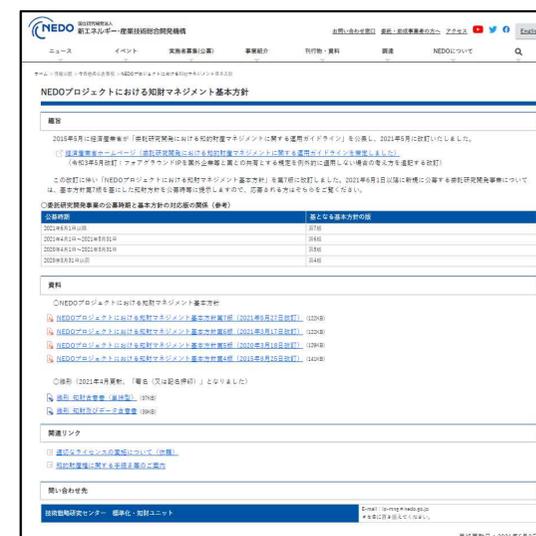
・ NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

・ NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

・ ・ 「委託者指定データ」がない場合

<https://www.nedo.go.jp/content/100875879.pdf>



- 複数の事業者が参加するプロジェクトでは、プロジェクト内での知財、研究開発データの管理や必要に応じて共有化することが重要です。また、第三者に利活用させることの検討も重要となります。
- そこで、知財マネジメントとデータマネジメントを実施するにあたり、プロジェクト参加者の皆さんへ、以下の各項目の実施についてお願いさせていただきます。次ページ以降で各内容の説明をいたします。

## 実施項目

1. 知財及びデータ合意書の作成
2. 知財及びデータのマネジメント実施体制(知財運営委員会)の整備
3. データマネジメントプランの作成・提出
4. 研究開発成果の取扱い方針の作成、報告
5. 研究開発成果の取扱い及びその判断理由の報告
6. 取得データのメタデータ(索引情報)の作成・提出

## 実施時期

- 採択後～契約締結前(原則)
- 採択後～契約締結前(推奨)
- 採択後～契約締結前(原則)
- プロジェクト開始後速やかに(推奨)
- プロジェクト実施中適時
- プロジェクト終了時ごろ

## ■ 1. 知財及びデータ合意書の作成 [採択後～契約締結前(原則)]

①各研究テーマごとに、事業者、再委託先、共同実施先の全参加者(注1)で、知財及びデータの取扱いについて合意してください。

②NEDOとの契約締結までに、合意書(案:署名又は押印前)を策定してNEDOに送付し、NEDOの確認を受けてください。

・合意書(案)の作成には、下記の雛形(注2)を利用してください。

・雛形\_知財及びデータ合意書\_第8版対応

<https://www.nedo.go.jp/content/100947060.docx>

注1:事業者、再委託先、共同実施先を含めて、1機関しか存在しない研究テーマでは、上記①、②の対応は不要です。

注2:知財、データのそれぞれで合意書を作成する際は、それぞれ以下の単独型をご利用ください。

・雛形\_知財合意書(単独型)\_第8版対応

<https://www.nedo.go.jp/content/100947062.docx>

・雛形\_データ合意書(単独型)\_第8版対応

<https://www.nedo.go.jp/content/100947072.docx>

○○プロジェクト／(研究開発テーマ名を記載) 「知財及びデータの取扱いについての合意書」
(目的) 第1条 本合意書は、「○○プロジェクト／(研究開発テーマ名を記載)」(以下「本プロジェクト」という。)の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産及びデータの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。
(定義) 第2条 本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。 一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。 イ 発明 ロ 考案 ハ 意匠の創作 ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する回路配置の創作 ホ 種苗法第2条第2項に規定する品種の育成 ヘ 著作物の創作 ト 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)の案出 二 「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。 三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。 イ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法(平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位(以下「産業財産権」と総称する。) ロ 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)及び外国における上記権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。) ハ ノウハウを使用する権利 四 知的財産権の「実施」とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に
1

## ■ 2. 知財及びデータのマネジメント実施体制(知財運営委員会)の整備 [採択後～契約締結前(推奨)]

①知財及びデータに関する知財運営委員会を整備し、知財運営委員会運営規則を作成してください。(注3)

- ・技術委員会や連絡会等を作る場合は、そこに、知財運営委員会の機能を兼ねても構いません。
- ・知財運営委員会運営規則の作成には、下記の雛形(注4)を利用してください。
  - ・雛形\_知財運営委員会運営規則(知財&データ)\_第8版対応  
<https://www.nedo.go.jp/content/100947061.docx>

注3:事業者、再委託先、共同実施先を含めて、1機関しか存在しない研究テーマでは、上記①の対応は不要です。

注4:知財、データのそれぞれで合意書を作成する際は、それぞれ以下の単独型をご利用ください。

- ・雛形\_知財運営委員会運営規則(知財単独)\_第8版対応  
<https://www.nedo.go.jp/content/100947063.docx>
- ・雛形\_データ検討委員会運営規則(データ単独型)  
<https://www.nedo.go.jp/content/100947071.docx>

〇〇〇〇プロジェクト/〇〇〇〇  
知財運営委員会運営規則

2000年〇〇月〇〇日

(適用範囲)

第1条 この規則は、「〇〇〇〇プロジェクト/〇〇〇〇」の「知財及びデータの取り扱いについての合意書」(以下「知財合意書」という。)第〇条〇項の規定に基づき、知財運営委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

2 本規則に掲げる用語の定義は、知財合意書に掲げる用語の定義を準用するものとする。

(知財運営委員会の構成等)

第2条 知財運営委員会は研究開発責任者及び研究開発責任者が指定する者から構成され、研究開発責任者を委員長とする。

2 研究開発責任者は、以下の者から知財運営委員会の委員を〇名以上指定する。

- 一 技術開発従事者
- 二 知財部門在籍者又は知財関係者
- 三 その他、判断の内容に応じて適切な者

3 委員長及び委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第3条 委員長は、次の各号に掲げる者に対して、知財運営委員会への参加を求めて、意見を聞くことができる。

- 一 本プロジェクトの成果についての届出をした者が所属するプロジェクト参加者
- 二 知財又はデータに関する専門家
- 三 前2号に掲げるもののほか、判断の対象となる内容に応じて必要と認められる者その他公正中立な立場の者

(知財運営委員会の開催)

第4条 委員長は、知財合意書第〇条第〇項にある取扱い方針を定めるための知財運営委員会を本プロジェクトの開始後、速やかに開催する。

2 委員長は、知財合意書第〇条の適用による成果の第三者への開示の届出がなされたときは、当該届出の翌日から〇営業日以内に知財運営委員会を開催する。

3 委員長は、知財合意書第〇条第〇項の適用による発明者等及び発明等の成果の内容の

1

## ■ 3. データマネジメントプランの作成・提出 [採択後～契約締結前(原則)]

①事業者(再委託先や共同実施先も含めて)ごとに、本プロジェクトで得られるデータを予想してデータに対するマネジメントプラン(以下、「DMP」とする。)を作成し、NEDOに提出してください。

・データの括り方は大まかでも構いません。(例:〇〇の電気特性データ)

・DMP 及びDMP届出書のひな形は、以下の「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて」のページにて取得できます。

・また、このひな形の編集可能ファイル(Word版, Excel版)は、NEDOのプロジェクトマネジメントシステム(PMS)より取得できます。

・DMP及びDMP届出書は、原則としてプロジェクト開始(委託契約の締結)までに提出してください。

ただし、プロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、プロジェクト中で、想定できた時点で提出してください。

・ NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

様式1: データマネジメントプラン兼簡略型データマネジメントプラン届出書

<https://www.nedo.go.jp/content/100875862.pdf>

別紙1: データマネジメントプラン 兼 簡略型データマネジメントプラン

<https://www.nedo.go.jp/content/100897759.pdf>

## 4. 研究開発成果の取扱い方針の作成、報告 [プロジェクト開始後速やかに(推奨)]

①プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針(注5)を作成し、作成後速やかに、当該取扱い方針をNEDOに報告してください。(原則、第1回目の知財運営委員会(注6)にて、審議決定し、様式に従い報告ください。取扱い方針を変更した際は、再提出してください。)

・取扱い方針の作成、報告には、下記の様式を利用し、事業者(再委託先や共同実施先も含む)ごとに提出(注7)してください。

・様式 研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

<https://www.nedo.go.jp/content/100947059.docx>

・取扱い方針のNEDOへの提出は、NEDO-PMSの情報共有機能(Fleekdrive)を通して実施いただくか、メールで送付ください。

注5:この取扱い方針の作成と、取扱い及びその判断理由の報告(次頁参照)は、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(令和4年3月最終改訂)により、追加されたものです。本改訂目的は、「オープン・クローズ戦略に則り、研究開発成果の秘匿化・権利化・公表等の取扱いが適切に行われることを促すため」です。

注6:知財運営委員会が設置されない場合(事業者、再委託先、共同実施先を含めて、1機関のみ存在)は、事業者が上記様式を利用して報告書を作成し、作成後速やかに、NEDOに提出してください。

注7:事業者(再委託先や 共同実施先も含む)ごとに締結した契約管理番号 (PMS利用者)単位での提出をお願いします。

20 年 月 日

研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
氏 名

20 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「」に係る、研究開発成果の取扱い方針、各研究開発成果についての取扱い及びその判断理由に関して、業務委託契約約款第28条の3の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針(注1)

例)

▲▲装置の●●技術については、差別化の源泉であるため、権利化する。  
 ○○の製造技術については、重要な条件等のノウハウを有しているため、プロジェクト参加者限りとし、秘匿化する。  
 □□のプログラムについては、より良い進化・深化を狙い、OSSとして、公表する。

2. 各研究開発成果についての権利化／秘匿化／公表等の取扱い及びその判断理由(注2)

No.	成果名	成果概要	取扱い	取扱いとした判断理由	備考
例1	●●技術	▲▲装置の●●技術	権利化	▲▲装置の●●技術は、1.で示すよう、権利化する方針のため	特許、米、中、欧
例2	○○製造技術	○○を製造するための◆の設置	秘匿化	◆の設置は、重要な条件であるため	5年、PJ参加者限り
3					

契約管理番号: ○○○○○○○○-○

(注1) ・知財運営委員会が設置されている場合、原則第1回目の知財運営委員会において審議、決定した取扱い方針を、本様式の1回目の提出時に記載すること。  
 ・本様式の2回目以降の提出時は、前回と同様の事項を記載すること。

## 5. 研究開発成果の取扱い及びその判断理由の報告 [プロジェクト実施中適時]

①プロジェクトで創出された各研究開発成果の取扱い及びその判断理由に関する知財運営委員会(注6)での審議結果について、審議後速やかに、NEDOに報告してください。

・研究開発成果の取扱い及びその判断理由の報告には、4の報告と同一の下記の様式を利用して、事業者(再委託先や共同実施先も含む)ごとに提出(注7)してください。

・様式 研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

<https://www.nedo.go.jp/content/100947059.docx>

・研究開発成果の取扱い及びその判断理由のNEDOへの提出は、4の報告と同様にNEDO-PMS の情報共有機能(Fleekdrive)を通して実施いただくか、メールで送付ください。

・報告にあたっては、先に報告済みの項目1の「プロジェクト...取扱い方針」を記載した上で、項目2の「各研究開発成果についての...その判断理由」を記載してください。

注6: 知財運営委員会が設置されない場合(事業者、再委託先、共同実施先を含めて、1機関のみ存在)は、事業者が上記様式を利用して報告書を作成し、作成後速やかに、NEDOに提出してください。

注7: 事業者(再委託先や 共同実施先も含む)ごとに締結した契約管理番号 (PMS利用者) 単位での提出をお願いします。

20 年 月 日

研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
氏 名

20 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「」に係る、研究開発成果の取扱い方針、各研究開発成果についての取扱い及びその判断理由に関して、業務委託契約第28条の3の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プロジェクトとしての研究開発成果の権利化/秘匿化/公表等の取扱い方針(注1)

例)

▲▲装置の●●技術については、差別化の源泉であるため、権利化する。

○○の製造技術については、重要な条件等のノウハウを有しているため、プロジェクト参加者限りとし、秘匿化する。

□□のプログラムについては、より良い進化・深化を狙い、OSSとして、公表する。

2. 各研究開発成果についての権利化/秘匿化/公表等の取扱い及びその判断理由(注2)

No.	成果名	成果概要	取扱い	取扱いとした判断理由	備考
例1	●●技術	▲▲装置の●●技術	権利化	▲▲装置の●●技術は、1.で示すよう、権利化する方針のため	特許、米、中、欧
例2	○○製造技術	○○を製造するための◆の設定	秘匿化	◆の設定は、重要な条件であるため	5年、PJ参加者限り
3					

契約管理番号: ○○○○○○○○-○

(注1) ・知財運営委員会が設置されている場合、原則第1回目の知財運営委員会において審議、決定した取扱い方針を、本様式の1回目の提出時に記載すること。  
・本様式の2回目以降の提出時は、前回と同様の事項を記載すること。

## ■ 6. 取得データのメタデータ(索引情報)の作成・提出 [プロジェクト終了時ごろ]

①「プロジェクト外公開可能なデータ」を取得された場合は、どのようなデータであるかを示すメタデータ(索引情報)を、プロジェクトの終了時ごろ、事業者ごとに提出してください。

・メタデータ及びメタデータ届出書のひな形(PDF版)は、3のデータマネジメントプランの報告と同一の以下のページにて取得できます。

・また、このひな形の編集可能ファイル(Word版, Excel版)は、NEDOのプロジェクトマネジメントシステム(PMS)より取得できます。

・NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyuhoukokuai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyuhoukokuai/other_CA_00003.html)

様式2: メタデータ届出書

<https://www.nedo.go.jp/content/100875863.pdf>

別紙2: メタデータ

<https://www.nedo.go.jp/content/100875858.pdf>

・NEDOはメタデータを公開し、プロジェクト外公開可能なデータの利活用者を広く募ります。  
・ただし、利活用に関する最終許諾権者は、NEDOではなく、各プロジェクト参加者となります。

- 契約締結までに行って頂きたいこと
- プロジェクト終了までに行って頂きたいこと

● 契約締結までに行って頂きたいこと

- ・「知財及びデータ合意書」(案：署名前又は記名押印前)を作成し、NEDOに送付して、確認を受ける。(P5参照)
- ・「DMP」を作成し、NEDOに送付する。(P7参照)

● 契約後からプロジェクト終了までに行って頂きたいこと

- ・「取扱い方針」を作成し、作成後速やかに、当該「取扱い方針」をNEDOに報告。(P8参照)
- ・「各研究開発成果の取扱い及びその判断理由」について、速やかにNEDOに報告。(P9参照)
- ・「プロジェクト外公開可能なデータ」を取得された場合は、どのようなデータであるかを示す「メタデータ」(索引情報)を作成し、NEDOに提出する。(P10参照)

■ 前出のページに掲載した各情報と、NEDOの各資料(基本方針・契約書・マニュアル等)が掲載されたWEBサイト(ホームページ)のURLを以下にまとめて掲載いたします。

## ● 経済産業省ホームページ

- ・「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/IpManagementGuidline.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html)

- ・「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

[https://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/datamanagement.html](https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html)

## ● NEDOホームページ

- ・NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukukai/other\\_CA\\_00002.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukukai/other_CA_00002.html)

- ・NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第7版

<https://www.nedo.go.jp/content/100932906.pdf>

- ・NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukukai/other_CA_00003.html)

- ・NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針ー「委託者指定データ」がない場合ー

<https://www.nedo.go.jp/content/100875879.pdf>

- ・業務委託契約標準契約書(約款、様式及び別表)[2022年3月15日改正版]

<https://www.nedo.go.jp/content/100944040.pdf>

- ・事務処理マニュアル(2022年4月)[マニュアル全文]

<https://www.nedo.go.jp/content/100944455.pdf>